定例委員会の開催状況

第１　日　時　平成１４年１０月２４日（木）
　　午前１０時 ～ 午後０時１５分

第２　出席者　磯邊、渡邊、荻野、川口各委員、
　　長官、次長、官房長、生活安全局長、刑事局長、交通局長、
　　警備局長、情報通信局長

第３　議事の概要

１　議題事項

（１）自動車安全運転センターの役員の再任について

　警察庁から、「１１月１日付け、自動車安全運転センター役員２名の再任について発令することとしたい。」旨の説明がなされ、原案どおり決定した。

（２）国家公安委員会への意見・要望文書等の措置について

　国家公安委員会あての電子メール、書簡等について閲覧し、回答を要するか否かの判断を行った。回答を要するものについては、その内容を原案どおり了承した。

２　報告事項

（１）地方分権改革推進会議「事務・事業の在り方に関する意見（素案)」等について

警察庁から、「１０月末に取りまとめられる予定の地方分権改革推進会議『事務・事業の在り方に関する意見（素案）』等」について報告がなされ、併せて警察関係手数料の金額の改訂を見送ることとしたい旨説明があった。

本案について、各委員から

「○　現段階の素案では、警察制度については、現時点で、今後の国と地方の役割分担の在り方について見直しの具体的方向性を示すような状況にはないとしつつ、新たな治安事象に対する国と地方の警察機関の役割分担の検討について、平成１４年度中に検討に着手するとされているようだが、いつ頃までに結論を出されるのか。

○　現段階の素案では、警察内部組織の基準の弾力化等、警察制度についての具体的措置４項目が出ているが、見直しの可能性のある分野としてはこの４つがあると解釈していいのか。この意見を形成する上で警察庁としても関与したのか。」

旨の質問があり、警察庁から、

「○　警察制度については、総括審議官を頭に、長官官房を中心に各局の若手の課長補佐を集めて庁内の組織のあり方等の検討をしているところであり、来春までには一応の姿形を出そうということで進めているところである。

○　本案が取りまとめられるに当たってはヒアリングがあり、その場で言うべきことは申し上げた。中間報告と今回の４項目で、一番表現が変わったのは各都道府県警察の内部組織の基準の問題であるが、現にそのように動いている面もあり、今回はかなり踏み込んだ書き方をされると思う。他の項目については、文言が中間報告と大きく変わっているところはないのではないかと見ている。

○　平成６年と平成８年に警察法を改正しており、その時々の情勢に応じて現実的な対応策を講じてきているところである。日本版ＦＢＩを作れという議論があるが、イメージで議論するのでなく、事案ごとに検討することが必要であると思う。

○　警察はそもそも分権されており、これ以上分権するものはほとんどないが、新たに生じてきた問題について、その事務は都道府県に委ねるべき事務であるかどうかということや国が直接やるべき事務が新たに生じているということもあるのではないかということがある。我々としても、警察庁が自らやらなければならない事務があるかもしれないと考えているが、これは、警察のあり方そのものや警察庁の組織のあり方と直結する問題であるので、この２つを総合して考える必要がある。問題点は昨年からの議論で大体整理されているので、残された課題は、その組織をどう作るかということであり、現在、そうした作業を行っているところである。

○　日本版ＦＢＩを作れという議論もあるが、ＦＢＩというものがどのようなものかがあまり知られていないままに議論されているように思う。ＦＢＩは、自治体警察ではなし得ない、自治体警察相互でスムーズに行かないものをカバーするために作られた組織であろうが、自治体警察に対する指揮監督権が全くないために相互の情報協力に問題が生じていることから、相互の情報交換を行う場を設け、解決を図っていると聞いている。日本ではこのような苦労がない警察制度となっているし、また、都道府県警察に全ての事件の捜査権があるため、そこにＦＢＩのような機能を警察庁がもてば、明らかに捜査権が重複し、かえって問題を生じることとなるのでよくよく考えるべきであろう。」

旨、説明した。

（２）警察庁長官に対する開示請求の措置等について

警察庁から、「１０月２２日までの間に警察庁長官に対してなされた開示請求の状況、当該請求に係る部分開示及び不開示決定の概要並びに不服申立ての状況」について報告がなされた。

（３）国会の状況について

警察庁から、「１０月２１日に行われた衆議院本会議の状況等」について報告がなされた。

（４）「住宅等侵入犯罪予防対策研究会」の設置について

警察庁から、「侵入犯罪を防止する方策の在り方について検討を行うため、有識者による『住宅等侵入犯罪予防対策研究会』を設置することとした。」旨の報告がなされた。

（５）「『出会い系サイト』に係る児童買春等の被害から年少者を守るために当面講ずべき措置」について

警察庁から、「１０月２１日、関係省庁による『青少年育成推進会議』が開催され、『『出会い系サイト』に係る児童買春等の被害から年少者を守るために当面講ずべき措置』について申合せが行われた。」旨の報告がなされた。

（６）指名手配被疑者捜査強化及び捜査活動に対する市民協力確保月間の実施について

警察庁から、「オウム真理教関係特別手配被疑者等の早期検挙を図るなどのため、１１月に指名手配被疑者捜査強化及び捜査活動に対する市民協力確保月間を実施することとした。」旨の報告がなされた。

委員から、「オウム真理教関係特別手配被疑者について、ボランティアの実行委員会から懸賞金がつくのは、この月間の間だけなのか。また、誰が懸賞金を出すのか。」旨、質問があり、「懸賞金は、ボランティアの実行委員会によって平成１１年１０月から１年更新で行われている。今回、実行委員会が新たに１年間更新するという意思表示をしたところである。」旨、説明した。

（７）現金輸送車を狙ったけん銃使用強盗殺人事件について（警視庁）

警察庁から、「警視庁は、平成１２年１２月２９日に東京都内で発生したけん銃使用強盗殺人事件で指名手配され、１０月１８日、中国

国内から退去処分となった被疑者を強盗殺人罪で逮捕した。」旨の報告がなされた。

委員から、「中国から犯人の引渡しを受けるということか。非常に歓迎すべきことだと思うが、過去にそういう例はあるのか。」旨、質問があり、警察庁から、「日本人被疑者で中国に逃走していた者について退去強制がなされたので、公海上で逮捕した。中国とは、最近、非常に緊密な関係が取られるようになってきており、遡って過去に例があるかどうかは承知していないが、最近では初めてのケースである。」旨、説明した。

（８）歌舞伎町における中国人によるけん銃使用殺人事件について（警視庁）

警察庁から、「警視庁は、平成１４年９月２７日に歌舞伎町の喫茶店内において暴力団幹部１名が射殺される等した事件で、１０月２３日までに、中国人被疑者３名を殺人罪等で逮捕するとともに、１名を指名手配した。」旨の報告がなされた。

（９）東京大気汚染公害訴訟の判決予定について

警察庁から、１０月２９日に東京都大気汚染公害訴訟の判決が予定されていることから、同訴訟の概要等について報告がなされた。

（10）天皇皇后両陛下の「第57回国民体育大会秋季大会」御臨場等（高知県）に伴う警衛警備について

警察庁から、「天皇皇后両陛下は、１０月２５日から２７日までの間、『第５７回国民体育大会秋季大会』御臨場等のため、高知県へ行幸啓になる。関係警察では、所要の体制で警衛警備を実施することとしている。」旨の報告がなされた。

（11）小泉総理大臣の「ＡＰＥＣ首脳会議」出席をめぐる動向と警察措置について

警察庁から、「小泉総理大臣は、『ＡＰＥＣ首脳会議』出席のため、１０月２５日から２９日までの間、メキシコ合衆国を訪問する予定である。警視庁では、所要の体制で警護警備を実施することとしている。」旨の報告がなされた。

３　その他

（１）委員から、中部公安委員会連絡協議会に出席するため、７月２２日から２３日までの間、石川県に出張した結果等について、「会議は『治安水準向上のための方策について』というテーマで協議が行われた。各県内の治安情勢について報告が行われ、本年の刑法犯の認知件数は、富山県では前年に比較して減少しているものの、他の県では増加している状況であり、治安水準向上のための方策として、増員や施設整備といった警察基盤整備の必要性について意見交換が行われた。また、石川県警察本部新庁舎と石川県安全運転研修所を視察し、金沢西警察署を訪問して署長以下幹部職員と意見交換を行った。」旨の報告があった。

（２）委員から、９月１０日から１１日までの間、鹿児島県及び佐賀県公安委員会を訪問した結果等について、

「○　佐賀県では、昭和６２年に発生した神埼町における保険金目的殺人事件の被疑者及び北方町大峠山中における連続女性殺人・死体遺棄事件の被疑者が時効直前に殺人罪で逮捕されたが、そのことで公安委員が当時の舟本警察本部長を評価していた。特に、検察との綿密な連絡、マスコミ各社に対する対応の在り方、在任中各交番を丹念にまわったということが印象的であった。

○　鹿児島県では、北朝鮮による拉致容疑事案現場とされる吹上浜海岸と火山活動の続いている桜島の状況を視察した。

○　県公安委員との意見交換の中で、公安委員会の管理機能の強化がよく話題になり、管理とは何かが議論される。鹿児島県の公安委員からも具体的な意見が出されていた。」

旨の報告があり、警察庁から、「公安委員会による管理の問題は、警察刷新会議の審議において、法が予定している公安委員会の運営はどのようにあるべきかということが改めて議論された。その結果を受けて、国家公安委員会運営規則の改正が行われ、国家公安委員会が警察行政について大綱方針を定め、その大綱方針に則して警察行政の運営が行われるよう監督することを内容とする管理の仕方が定められたところである。この大綱方針とは何かというと『事務の運営の準則その他当該事務を処理するに当たり準拠すべき基本的な方向又は方法を示す』と規定されたが、これには先般も申し上げたとおり、文書で定めるもののみを指すのではなく、例えば、委員会の会議の中で警察庁から報告した事項に関して、その方針や考え方について委員が質問や指摘を行い了承されたものも含まれる訳である。なお、念のため申し上げると、指揮監督の在り方は、法律上の用語としては、『指揮監督』、『管理』、『所轄』等いろいろな表現があるが、一番ソフトな関係が『所轄』で『管理』はその次に位置するものと言える。」旨、説明した。